

確定申告の準備をお願いします

～朝日地区の申告受付について～

- ◆会場：朝日支所 1階 玄関ホール
- ◆受付時間：午前9時～11時 午後1時～4時
 - * 入口の受付簿に氏名を記入してお待ちください。
 - * なお、午前中の混雑状況により、午後の相談になる場合がありますので、ご了承ください。
 - * 指定日に申告できない人は、期間中の、ご都合の良い日にお越しください。

◎市・県民税申告と所得税還付申告のみ受付

※集落の指定はありません

- ◆日時：2月13日(火)～15日(休)
 - 午前9時～11時 午後1時～4時
- ◆会場：朝日支所 1階 玄関ホール
- ◆対象：所得税が還付になる人、収入が遺族年金や障害年金のみの人、無職・学生・扶養されているなどで収入が無い人、それ以外で市・県民税申告書が届いた人
 - * ただし、事業収入（営業・農業）がある人は、2月16日(金)以降にお越しください。

月日	指定集落	月日	指定集落
2月16日(金)	岩沢	3月1日(休)	下新保
2月19日(月)	中原 朝日中野	3月2日(金)	塩野町
2月20日(火)	高根	3月5日(月)	松岡 早稲田
2月21日(水)	北大平 関口 薦川	3月6日(火)	大須戸
2月22日(木)	黒田 新屋 堀野 猿田	3月7日(水)	原小須戸 本小須戸 荒沢 蒲萄
2月23日(金)	岩崩 荃太 千縄 中新保 石住	3月8日(木)	寺尾 下中島 上野 川端
2月26日(月)	上中島 布部	3月9日(金)	鶴渡路 檜原
2月27日(火)	大場沢 瑞雲 釜杭	3月12日(月)	宮ノ下 板屋越
2月28日(水)	十川 笹平 小揚 熊登	3月13日(火)	猿沢
		3月14日(水)	集落指定なし
		3月15日(木)	集落指定なし

館腰地域の一部（古渡路・小川・あけぼの）の申告受付

会場	市役所（本庁）4階大会議室
期間	2月16日(金)～3月15日(休) 土日を除く
時間	午前9時～11時30分 午後1時～4時

- * この3集落の方で、朝日支所での申告を希望される方は、朝日支所の申告受付にお越しください。（朝日支所で受け付けている日で、都合のよい日にお越しください。）

○申告が必要な人

①市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人

- ・ 営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して米や現金をもらっている人
- ・ 給与または年金の源泉徴収票の内容に変更がある人および控除を追加する人
- ・ 給与の年末調整を受けていない人
- ・ 給与、年金のほかに所得がある人（内職、外交員など）

②収入がないまたは収入が遺族年金などの非課税収入のみでも、市・県民税申告が必要な人

- ・ 住宅に関する控除、子ども、扶養の目的で学校などへ所得課税証明書の提出が必要な人
- ・ 国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要な人
- ・ 各種免除・各種助成を申請する人、各種福祉サービスの利用者や各種年金を受給している人または申請を予定している人

○市役所（本庁・各支所・各連絡所）で申告する場合の注意事項

- ・ 青色申告の人、分離課税申告の人（土地や家屋などの譲渡、株式の売買）、先物取引、本年初めて住宅ローン控除を申請する人は税務署で申告をしてください。市役所本庁・各支所・各連絡所では受け付けできません。
- ・ 収支内訳書（農業、営業、不動産）の作成は必ず事前に行い、源泉徴収票、各種証明書と併せて、当日持参してください。
- ・ 各種集計された資料がない場合、会場で作成していただき、再度お待ちいただきますのでご了承ください。（場合によっては、控除対象から除外させていただく場合もあります。）

- 問い合わせ 朝日支所地域振興課市民生活室（税務担当） ☎72-6885